

●香川県告示第250号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成21年5月19日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定年月日	名 称	所 在 地
平成21年4月1日	さぬき市国民健康保険津田診療所	さぬき市津田町津田1673番地1
平成21年4月1日	てしまオリーブ歯科診療所	小豆郡土庄町豊島家浦2012番地
平成21年4月1日	コスモ調剤薬局白鳥店	東かがわ市湊字岡前814-4
平成21年4月1日	NPさくら薬局	仲多度郡多度津町大字葛原629番地2